

議案第六十一号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年七月三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年七月三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
第八十八条の十六第一項中「（以下この項にかいて「減収割合」という。）が百分の三十をこえ百分の五十以下である場合にあつては当該減収割合から百分の二十を差し引いて得た率を、減収割合が百分の五十をこえる場合にあつては当該減収割合に一・四を乗じて得た率から百分の四十」を「に七分の九を乗じて得た率から七分の二」に改める。  
別表第五中「二・九多」を「二・四多」に、「一・四五多」を「一・二多」に改める。

附 則

この条例は、鳥取県知事の認可があつた日から施行し、昭和五十一年産のなしから適用する。ただし、昭和五十年産以前ののなしについては、なお従前の例による。